

【論説】

清代中期における徒刑の変質と「里程」の導入

キム・ハンバク

隋唐時期以来に有期労役刑として機能してきた徒刑は、清代に入り労役を強制せず事実上配流刑になったと言われる。そうであれば、配流刑化した徒刑に処された罪人たちはどのような基準の下、何処に流されたのか。本稿はこれに対する解答を清代の配流刑において重視された構成要素である「里程」から探る。

充軍の道里表の制定から本格化した配流行政での里程の重視は、流刑における道里表の導入でより拡大した。つまり、配流刑の等級区分である配流距離がもはや名目上のものではなく、実際に罪人の配所を定める基準として作動することになったのである。その結果、配所の地理的特徴より罪人の原籍地からの距離が配所指定の第一原則となる。

一方、徒刑はもともと距離とは無縁な刑罰であり、康熙・雍正年間を経て原籍省内の駅が配所として機能していた。ただ、この時点からすでに強制労役は円滑に行われず、労役できない罪人の生計問題が存在した。このような状況の下、雲南巡撫譚尚忠は徒刑の改革を提案する。彼の上奏は、徒犯の新しい配置指針として「駅の有無に拘わらないこと」「距離の遠近を考慮すること」「配所の人数の多寡を参酌すること」の三つを提示しており、これは刑部の承認を得て徒刑の執行において全国的な統一規定となった。

ここで「距離の遠近を考慮すること」は、譚尚忠が充軍・流刑の配所指定の原則である里程配流から影響を受けた結果といえる。それ以後、各省では新しい徒犯配置の条例に根拠としてそれぞれ配置規定を施すことになるが、そのうち山東では『山東省五徒表』という徒犯の道里表を作成するに至る。これは徒刑の等級を基準にして、軽い罪は原籍地より近く、重い罪は遠くに送るため具体的な配所を指定したものである。

こうして清代の内地配流刑は、配流する「里程」を通して序列付けられていく。省内での配流刑である徒刑、三千里以下に流す流刑、四千里以下に流す充軍がそれである。これは、既存の各刑罰の特性——充軍は軍戸としての服役、徒刑は強制労役——がうまく機能していない現実の下、里程が新しい懲罰程度の差等方法として導入されたことをあらわす。

●キーワード：徒刑、配流、道里表、山東省五徒表、里程配流

魔女裁判と学識法曹——ヴェストファーレン公領における魔女裁判実務

前田 星

本稿の目的は、苛烈な魔女迫害がおこなわれていたヴェストファーレン公領における、学識法曹たちの存在を評価することである。特に、彼らが実際にどの程度裁判をコントロールし得たのかという点を明らかにすることを試みる。そのために学識法曹ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの行った魔女裁判の実務と、彼の著した『詳細なる手引き』という魔女裁判マニュアルにおける主張とを比較検討する。実務の例として、1643年ヴェルルにおける魔女裁判の尋問記録と、聴罪司祭ミヒャエル・シュタツパートによる報告を用いる。

まず、1643年ヴェルルにおける魔女裁判の尋問記録からは、『詳細なる手引き』といくつもの符合する点を見出すことができた。尋問の流れや拷問の順番について、また魔女や魔術のイメージについての『詳細なる手引き』との一致は、シュルトハイスが手続を『詳細なる手引き』の通りに進めようとしたということを意味していると考えられる。また、この尋問記録からは、『詳細なる手引き』と同様に、尋問の主眼が仲間の追及にあったということが読み取れる。さらには悪魔による魔女裁判の妨害も記述されていた。

シュタツパートによる報告からは、1616年から1628年にかけておこなわれた魔女裁判におけるシュルトハイスの実務の様子を見て取ることができる。シュタツパートは、シュルトハイスが「誘導尋問」を行っていたことを報告しているが、『詳細なる手引き』で容認されていた「示唆」に比べて、仲間をあぶり出すという目的の下により手続上重要な用いられ方がしてある。また、シュルトハイスは自身の主張に比べてより信憑性の低い徴表によって逮捕・拷問へと手続を進めているように見える。他方で、拷問を耐えた被告人を解放するなど、当時の刑法学の基準を守っている点も見受けられた。

以上のように二つのタイプの史料を確認すると、シュルトハイスの実務は『詳細なる手引き』と概ね一致しているか、あるいはより苛烈に遂行されたようだ。しかし、シュルトハイスはあからさまな「無法」はおこなっていないように見える。これは、シュルトハイスが「法のプロフェッショナル」と

して魔女裁判を遂行していたこと、魔女裁判が法的な枠組みで行われていたことを示す。そして実務との一致は、シュルトハイスが同地の魔女裁判を非常に強くコントロールしていたことを表している。このことを過度に一般化することはできないが、しかしコミサール制度によって彼が直接裁判を指揮できたこと、そして単独で行動し得たことが、シュルトハイスがこのように魔女

●キーワード: 魔女、魔女裁判、学識法曹、組織犯罪

【学界動向】

裁判史・政治史・経済史の対話

高槻 泰郎、杉本 史子、大平 祐一、松園 潤一郎

二〇二〇年二月一日、法制史学会東京部会第二七九回例会(於・東京大学東洋文化研究所)にて、シンポジウム「日本近世の法と経済—杉本史子著『近世政治空間論』を素材として」が行われた。『近世政治空間論』は、「身分社会における公とは何か」という問いを底流としつつ、近世後期から幕末維新期の政治史を、空間論的視点を採り入れながら描き出した、近世政治史研究の一つの到達点を示している。中世・近世法制史研究者、経済史研究者から応答することを企図したこのシンポジウムは、五〇人近い参加者を得て、活発な議論が交わされた。また合評会の前後に亘って、報告者のあいだでは、メールによる活発な意見交換がなされてきた。この「学界動向」は、右の意見交換を含めた成果を、広く学界へむけ発信しようとするものである。杉本が、『近世政治空間論』の第一部において明らかにした江戸幕府評定所裁判における判決についての知見をまとめ、残された課題と今後の可能性について論じた上で、近世法制史の立場から大平祐一、中世法制史の立場から松園潤一郎、近世経済史の立場から高槻泰郎、がそれぞれ同書(特に第一部の議論)をどのように受け止め、これをどのように発展させるか、という点を中心に論じた。

●キーワード: 裁判、政治空間、評定所、商秩序、等級性、論所、水平の動き・垂直の動き、アゴ訟、合意形成、法、道理、公、口頭、裁許状、裁許証文、法源、老中、大名訴訟、判決受

【シンポジウム報告】

日本法史／法制史テキストの可能性 — 初学者への問いかけと隣接領域への広がり

高谷 知佳、出口 雄一、新田 一郎、大屋 雄裕、内田 貴

ミニシンポジウム「日本法史／法制史テキストの可能性——初学者への問いかけと隣接領域への広がり」は、二〇一八年三月に刊行された、「日本法史／法制史テキスト」二冊の書評を中心とする企画として、新田一郎氏・大屋雄裕氏・内田貴史から報告をいただいた。高谷知佳・小石川裕介編著『日本法史から何がみえるか——法と秩序の歴史を学ぶ』(有斐閣)、及び出口雄一・神野潔・十川陽一・山本英貴編著『概説 日本法制史』(弘文堂)という二冊のテキストは、いずれも中堅・若手が中心となって執筆し、隣接分野たる日本史や法社会学の研究者の参加を得ながら、学部や法科大学院で用いる初学者向けのテキストとして刊行されたものである。

これらのテキストを執筆する途上において、また、テキストの刊行後に両者を比較し、書評などを受ける中で、法制史という学際的な学問のディシプリンのあり方、また、実定法学を含む隣接諸分野との切磋琢磨のあり方、更に、それを踏まえて初学者に「教科書」として何を伝えるべきか、といったさまざまな課題が浮き彫りになった。

本シンポジウムの登壇者からの報告も、隣接諸分野との関係、また教科書とは何かという問題と関連させながら、より広い視野からの問題提起を多く含むものであった。新田一郎氏は、法制史という学際的分野の「スタンダードの再構築」について、これまでの学際性をめぐる議論を踏まえて道筋を見通された。大屋雄裕氏は、近年さまざまな隣接諸分野、特に前近代について議論が深められている「何が人々の行動や社会の秩序を規定するのか」という問題を、法哲学の成果から論じられた。また内田貴氏は、近代の「法学」にあたるものを欠くと考えられてきた前近代日本において、明法家や奉行人などの営みを「法学」と呼ぶうる可能性を開かれた。それぞれの報告及びその後の討論を通じて析出された課題は多岐にわたるが、これらについては、学会に広く共有すべき問題意識として、今後更なる検討を続ける必要があるであろう。